

**新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に
規定する新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する規程**

（目的）

第 1 条 この規程は、東京都薬剤師国民健康保険組合同規約第 10 条の 4 の第 2 項に基づき組合が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる被保険者（ただし、東京都薬剤師国民健康保険組合同規約第 5 条第 1 項各号に規定する組合員のうち、事業主である組合員でない組合員に限る。以下同じ。）のうち、療養のために労務に服することができない被保険者に対する傷病手当金の支給に関して必要な事項を定める。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 2 条 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のために労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第 3 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給す

る。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(他の法令による給付との調整)

第5条 この規程による傷病手当金の支給は、同一の新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合について他の法令によりこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(支給の申請)

第6条 この規程に基づく傷病手当金を申請しようとする被保険者は、「傷病手当金支給申請書」に次の各号に定める申請書及び関係書類を添付して、理事長に提出するものとする。

- 一 申請書（被保険者記入用）
- 二 申請書（事業主記入用）
- 三 申請書（医療機関記入用）

第7条 労務に服することができない期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間の療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は、傷病手当金の支給開始日から1年6か月を限度とする。）とし、当該被保険者が帰国者・接触者外来を受診した場合には、当該医療機関が申請書（医療機関記入用）に必要事項を記載し、当該被保険者が帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに当該申請書の記載内容（休養期間等）を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを当該申請書中に事業主が証明するものとする。

第8条 直近の継続した3か月間の給与等の把握については、事業主において、申請書（事業主記入用）に給与等の支払額を記載するものとする。なお、直近3か月間において複数の事業所に勤務していた被保険者が、それぞれの事業主での就労ごとに手当を申請する場合には、各事業主において申請書を作成するものとする。

第9条 その他、この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日（令和2年5月15日）から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に理事長が定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、決定の日（令和3年2月24日）から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に理事長が定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。